

MARPOL 条約附属書 VI の統一解釈に関する事項

改正要領

海洋汚染防止のための構造及び設備規則検査要領

改正事項

MARPOL 条約附属書 VI の統一解釈に関する事項

改正理由

IACS は、MARPOL 条約附属書 VI に規定される窒素酸化物放出規制に関し、ディーゼル機関の交換又は追加が行われた場合に適用される規制を明確化する解釈を、IACS 統一解釈 MPC98 に規定している。

この程、北海及びバルト海が 2021 年から新たに窒素酸化物放出規制海域(NECA)に追加されることを受け、将来的な NECA の更なる追加を見越し、当該統一解釈をより一般的な表現に改める改正を行い、2018 年 8 月に MPC98(Rev.1)として採択した。

また、IACS は、MARPOL 条約附属書 VI が適用となる「全ての船舶」を明確化する IACS 統一解釈 MPC12 について、当該附属書に燃料消費実績報告制度について規定する第 22A 規則が追加されたことに対応する改正を行い、MPC12(Rev.3)として採択した。

このため、IACS 統一解釈 MPC98(Rev.1)及び MPC12(Rev.3)に基づき、関連規定を改めた。

改正内容

- (1) ディーゼル機関の交換又は追加が行われた船舶に適用する規定として、バルティック海海域及び北海海域における窒素酸化物放出規制を加えた。
- (2) 不測の事態により、ディーゼル機関の交換又は追加後の試験が期日に行われなかった場合、主管庁は予期しない納入の遅延を認めることがある旨規定した。
- (3) 船舶からの大気汚染防止のための設備に関する要件が適用される船舶を明確化した。

改正条項

海洋汚染防止のための構造及び設備規則検査要領 8 編 1.1.1, 2.1.2